

土砂等の搬出入に係る協議について（説明書）

1 対象

土砂等の搬出入量が 1,000 立方メートルを超える工事で、当該工事関係車両を連続往復走行させることになる事業者もしくは工事施工者。

2 用意する書類

- (1) 土地利用関連法令確認回答書（写）
- (2) 工事位置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 交通安全計画書
- (5) 工事車両運行経路図

市道部分は明細地図程度の地図に、国・県道部分は全体経路が分かる地図に、運行経路を示したもの。

- (6) 交通整理員配置図

明細地図程度の地図に交通整理員の配置箇所を示したもの。

3 協議内容

土砂等搬出入工事用車両に係る交通安全の確保のための協議については、別途「土砂等を運搬する工事用車両を運行させる場合の交通安全の確保のお願い」の記載事項（以下「遵守事項」という。）について、事業者等各位に遵守を求める協議を行います。

4 交通安全計画書の記載注意

- (1) 交通安全計画書については遵守事項を尊重した内容であること
- (2) 適正な土地利用の調整に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号の土地利用行為（特定建築等行為）に係るものについては、特定建築等行為に係る手続き及び紛争の調整に関する条例第 9 条に規定する近隣住民若しくは周辺住民に説明する内容と同じ内容であること。

5 協議日程の調整等

協議は、用意した関係書類をお持ちいただいた時と担当者が現場確認後の、最低でも 2 回以上必要となります。

協議の際は事前に担当者と協議時間等の調整をお願いします。